

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の任用に関する規則

昭和58年3月7日規則第4号

改正 平成4年4月1日規則第3号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任用）

第2条 職員の任用に関しては、職員の任用に関する規則（昭和46年矢巾町規則第11号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の前日までの間になされた職員の任用は、この規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。